



山形県公報

令和5年4月1日(土)

号 外 (11)

目 次

議 会 関 係

訓 令

○山形県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 1

選 挙 管 理 委 員 会 関 係

告 示

○山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程…………… 2

監 査 委 員 関 係

訓 令

○山形県監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 同

労 働 委 員 会 関 係

訓 令

○山形県労働委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 同

病 院 事 業 局 関 係

規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 3

○山形県病院事業局公文書管理規程の一部を改正する規程…………… 4

議 会 関 係

訓 令

山形県議会訓令第3号

議会事務局

山形県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

山形県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局公文書管理規程（令和2年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「総務部学事文書課」を「総務部高等教育政策・学事文書課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第14号

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会規程（昭和32年3月県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第3項中「及び主事」を「主任主事及び主事」に改める。

第15条の4第9項中「事務に」を「上司の命を受けて事務に」に改め、同項を同条第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 主任主事は、上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員関係

訓 令

山形県監査委員訓令第2号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県代表監査委員 松田義彦

山形県監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局公文書管理規程（令和2年3月県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「受領印」を「署名」に改める。

第35条第2項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

別記様式第2号中

「確認印」を「確認者」に、「受領印」を「受領者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

労働委員会関係

訓 令

山形県労働委員会訓令第2号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県労働委員会
会長 山上朗

山形県労働委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県労働委員会事務局公文書管理規程（令和2年3月27日山形県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように

改正する。

第32条中第2項及び第3項の「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表山形県立中央病院の項中

	化学療法室		を
	化学療法室		に、「情報企画係」を
	D X推進室		

「医療情報・DX推進係」に改め、同表山形県立新庄病院の項中

	人工透析室		を
	リハビリテーション室		
	人工透析室		に、
医療情報部			を
生活習慣病予防・対策部			
医療情報部	D X推進室		に、「情報企画係」を
生活習慣病予防・対策部			
リハビリテーション部			

「医療情報・DX推進係」に改め、同表山形県立河北病院の項中

医療情報部		病歴管理係	を
医療情報部	D X推進室		に改める。
		病歴管理係	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局公文書管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局公文書管理規程（令和2年3月27日山形県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項及び第3項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。